

平成 21 年 3 月 17 日

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果

総務省は、小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案（以下「省令案」といいます。）について、平成 21 年（2009 年）1 月 6 日（火）から平成 21 年（2009 年）2 月 4 日（水）までの間、意見を募集しました。

その結果、御意見の提出はありませんでしたので、原案のとおり速やかに公布する予定です。

1 改正の背景

小売物価統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（指定統計第 35 号）として、小売物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査しています。

小売物価統計調査に係る調査票情報の保存については、現行の小売物価統計調査規則第 15 条において調査票を 3 年間保存すると規定していますが、調査票の内容が転写されている電磁的記録の保存規定は設けていませんでした。今後、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行において統計データの有効利用の促進への対応が必要であることから、小売物価統計調査規則に調査票の内容が転写されている電磁的記録の永年保存について追加規定します。

2 意見募集の結果

省令案について、平成 21 年（2009 年）1 月 6 日（火）から平成 21 年（2009 年）2 月 4 日（水）までの間、意見募集を行ったところ、御意見の提出はありませんでした。

3 今後の予定

原案のとおり速やかに改正を行う予定です。

（連絡先）

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

小売物価調査係

担 当：課長補佐 塚田

小売物価調査係長 羽鳥

電 話：03 - 5273 - 1166（直通）

F A X：03 - 5273 - 3129

E-mail：w-kouri@stat.go.jp

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調査票等の保存）</p> <p>第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。</p>	<p>（調査票等の保存）</p> <p>第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存するものとする。</p>